

草津市公報

発行日 令和4年12月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 21 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則（第二学校給食センター）…………… 1

◎ 告 示

公示送達について（税務課）…………… 1

草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）…………… 2

令和4年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）…………… 4

道路の区域の変更について（土木管理課）…………… 4

道路の供用の開始について（土木管理課）…………… 4

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 5

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 5

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 5

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）…………… 5

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 5

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 6

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 6

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 6

公示送達について（税務課）…………… 6

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱
 （子ども・若者政策課）…………… 7

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）…………… 8

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 11

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 12

規 則

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月10日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第44号

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

草津市学校給食費徴収規則（令和3年草津市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,800円」を「4,000円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「4,750円」に改める。

付 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年11月10日揭示済み）

告 示

草津市告示第296号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年11月4日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

11件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年11月11日に送達があったものとみなす。

令和4年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	永原 ジョセフィン	フィリピン
2	AN JIAO	中国
3	LUONG THITHANH HAI	ベトナム
4	TO QUOC DUONG	ベトナム
5	TONG VAN THAO	ベトナム
6	横江 春香	オーストラリア
7	DO THANH TAM	ベトナム
8	TRAN THI YEN NHI	ベトナム
9	NGUYEN VAN BINH	ベトナム
10	BUI THI BIEN	ベトナム
11	NGUYEN TIEN PHUONG	ベトナム

(令和4年11月4日揭示済み)

草津市告示第297号

草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年11月4日

草津市長 橋川 渉

草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成12年草津市告示第229号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

フリガナ		保険者番号		2	5	2	0	6	4
被保険者氏名		被保険者番号							
		個人番号							
生年月日	年 月 日生	性別	男・女						

」を

「

フリガナ		保険者番号		2	5	2	0	6	4
被保険者氏名		被保険者番号							
		個人番号							
生年月日	年 月 日生	個人番号							

」に

改める。

別記様式第3号中

「

受 給 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女	

」を

「

受 給 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日			

」に

改める。

別記様式第4号中

「

受 給 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女	

」を

「

受 給 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日			

」に

改める。

別記様式第5号中

「

受 給 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女	

」を

受 給 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年11月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年11月4日揭示済み)

草津市告示第298号

令和4年11月4日開会の草津市議会臨時会において議決を経た令和4年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

- 1 予算題目一覧

令和4年度草津市一般会計補正予算(第6号)

令和4年度草津市学校給食センター特別会計補正予算(第2号)

- 2 要領 略

(令和4年11月9日揭示済み)

草津市告示第299号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年11月9日から令和4年11

」に

月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 1232 草津川跡地線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西大路町字 列草910番5から	変更前	3.9～21.0	323.0	
草津市野村三丁目 字川筋37番18まで	変更後	4.0～28.0	323.0	

(令和4年11月9日揭示済み)

草津市告示第300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月9日から令和4年11月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1232 草津川跡地線	草津市西大路町字 列草910番5から 草津市野村三丁目 字川筋37番18まで	令和4年 11月9日	

(令和4年11月9日揭示済み)

草津市告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
山田整形外科 クリニック	草津市南草津3丁目4番3-1	令和4年 9月30日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第302号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
山田整形外科 クリニック	草津市南草津3丁目4番3-1	令和4年 9月30日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定

に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南草津あおぞら クリニック	草津市南草津3丁目4番3-3	令和4年 9月30日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第304号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南草津あおぞら クリニック	草津市南草津3丁目4番3-3	令和4年 9月30日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号

の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人シーエルリンク 南草津あおぞらクリニック	草津市南草津3丁目4番3-3	令和4年10月1日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第306号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人シーエルリンク 南草津あおぞらクリニック	草津市南草津3丁目4番3-3	令和4年10月1日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人山田整形外科クリニック	草津市南草津3丁目4番3-1	令和4年10月1日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第308号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年11月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人山田整形外科クリニック	草津市南草津3丁目4番3-1	令和4年10月1日

(令和4年11月9日掲示済み)

草津市告示第309号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年11月10日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和4年11月17日に送達
があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	DINH THI TO UYEN	ベトナム	令和4年度	令和4年度
2	VAN DEN BOSCH PIM	滋賀県草津市南笠東一丁目15番31-102号シティハイム月法	令和4年度	令和4年度
3	CHANG HEXIANG	滋賀県草津市笠山四丁目2番45-1702号ライズワールド IHARA	令和4年度	令和4年度
4	LIU TIANSHU	滋賀県草津市野路東六丁目6番41-401号ハイツ玉川V	令和4年度	令和4年度
5	YU ZHONGYE	滋賀県草津市野路東二丁目1番6-C3号ルミナス駒井	令和3年度	令和3年度
6	西村 太允	大阪府大阪市東成区中本1丁目5番22-603号	令和4年度	令和4年度
7	HUYNH THI HONG TRAM	滋賀県草津市笠山七丁目6番53-A206号滋賀医大国際交流会館	令和4年度	令和4年度

(令和4年11月10日揭示済み)

草津市告示第310号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年11月11日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、草津市の要請等により、民設児童育成クラブの運営を臨時に休所させた場合等の日割り保育料について、民設児童育成クラブの運営を行う者が、保護者へ返還した場合等の経費に対し、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）

に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「民設児童育成クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業（草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。）をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)および児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けている者とす

る。

(補助対象経費等)

第4条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和4年10月1日から令和4年11月30日までの間に、草津市の要請または補助事業者からの申出に対する同意により、民設児童育成クラブを臨時に休所した場合または草津市からの通所回避の要請により利用者が民設児童育成クラブを利用しなかった場合の日割り保育料について、補助事業者が保護者へ返還した保育料に相当する額を補助するものとする。

(交付申請書の添付書類等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金実績額内訳書(別記様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、令和5年2月28日までとする。

(実績報告等)

第6条 市長は、前条第1項第1号の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

2 市長は、規則第6条の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

(関係書類の保管等)

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る児童の利用状況、減免または返還に係る関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和4年10月1日から令和4年11月30日までの事業に適用する。

別記様式(第5条第1項第1号関係)

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業補助金実績額内訳書

児童育成クラブ名

実施月	返還等実績額
10月	円
11月	円
合計	円

(令和4年11月11日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年11月11日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5041-129
- (2) 工事名 草津駅地下駐車場建築設備改修工事
- (3) 工事場所 草津市渋川一丁目他
- (4) 工事概要 建築設備改修工事

規 模 鉄筋コンクリート造地下2階

建築面積 9,300㎡(東口 5,900㎡、西口 3,400㎡)

延床面積 11,510㎡(東口 7,300㎡、西口 4,210㎡)

内容 防水改修および塗装改修、昇降機設備更新2基

- (5) 工事期間 契約締結日から令和5年9月29日まで

2 予定価格 136,194,000円(税抜き)

3 最低制限価格 設定する。(事後公表)

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。また、電子入札とし、草津市電子

入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市野村一丁目18番10号良美ビル1F
有限会社サム建築デザイン

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和4年度において建築工事部門に登録されている者であること。
 - (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
 - (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 - イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する

者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年11月11日午前9時から令和4年12月9日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和4年11月11日午前9時から令和4年11月28日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和4年12月2日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和4年12月12日午前9時から令和4年12月13日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書およ

び誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年12月14日 午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金

額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和4年11月11日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年11月15日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市松本一丁目4番1号 株式会社 丸商 代表取締役 福田 学	草津市南笠東四丁目字笹ノ口 342番 外2筆	1,440.42㎡	R4.11.15	1631

（令和4年11月15日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和4年11月15日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
守山市小島町1523番地 湖都建設株式会社 代表取締役 小林 洋勝	草津市岡本町字澤口253番3 外1筆	489.64㎡	R4.11.15	1632

(令和4年11月15日揭示済み)